

出願にあたって

一般入学試験 A方式・B方式・C方式・S方式の出願資格について

次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす者

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者または平成29年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または平成29年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者または平成29年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(注) A方式・薬学部S方式および生命科学部C方式出願の場合、平成29年度大学入試センター試験において本学の指定する教科・科目の受験が必要です。

学校教育法施行規則（抄）

第百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達した者

- ・ 第四号「文部科学大臣の指定した者」について：国際バカロレア資格、バカロレア資格（フランス）、アビトゥア資格（ドイツ）取得者などが該当します。
- ・ 第六号は、飛び入学によって特定の大学に入学した者が、その後転学（別の大学に入学）する際の規定です。（「学校教育法第九十条 第二項」は「飛び入学」の制度を指しています）

出願前の事前相談について

疾病または身体的障がい等のため、受験上の特別措置または修学上の特別な配慮が必要と思われる場合は、出願する前に、下記期間に電話等で事前相談をしてください。なお、必ずしもすべての要望に添えるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

複数の試験に志願する場合はその都度相談してください。事前相談がない場合は、特別措置としての対応はいたしません。

事前相談の期日

A方式・B方式・S方式
…………… 12月 9日（金）まで
C方式…………… 2月10日（金）まで

相談先電話番号

0120-50-1089
※入試課

相談時間

月～金 9:00～16:30
(10月31日、12月26日～
1月5日土日祝祭日は除く)

出願上の注意事項

- (1) 入学検定料および提出書類はいかなる理由があっても返却しません。また、出願後の変更・訂正は一切できません。
- (2) 提出書類は必ず指定の宛名ラベルを貼付し、速達・簡易書留郵便（郵便ポストへの投函はできません）で送付してください。
大学窓口での受付は行いません。
- (3) 書類に不備・不足があるときは出願を受付ませんので、よく確認の上、提出してください。

個人情報の取り扱いについて

志願者各位の個人情報は厳正に管理し、個人情報保護法を遵守し適正に使用いたしますので、下記の使用に関しご理解ご了承ください。

- ・ 個人情報 氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、出身高校、成績など
- ・ 使用目的 入学試験帳票作成処理、入学前教育の案内、アンケート調査など

なお、入学試験終了後、希望する高校へ当該高校出身者の入学試験結果を個人が特定できないようにデータ処理して提供する場合があります。また、入学後の修学状況を卒業した高校に通知することがありますので、ご承知おきください。